

～満60歳以上のみなさまへ～

自然災害で被災した住宅を復旧するための 災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)のお知らせ

地震、台風、大雨等の災害により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)では、災害からの復興を支援させていただくため、災害復興住宅融資の受付を行っておりますので、お知らせいたします。

※ 通常の災害復興住宅融資(元利均等返済又は元金均等返済)の場合と、融資金利や融資条件等が異なりますので、ご注意ください。

■融資金利【令和2年7月1日現在】

年 2.06%

※借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する全期間固定金利型です。

※融資金利は、原則として毎月改定します。融資金利の詳細及び最新金利は、機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合せいただくか、機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。

■災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の特徴

- ◆毎月のお支払は利息のみで、通常の災害復興住宅融資(元利均等返済又は元金均等返済)と比べて月々のご負担を低く抑えられます。
- ◆借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金による支払、融資住宅及び土地の売却等の方法により、一括してご返済いただきます(注1・2)。
なお、機構は、融資住宅及び土地の売却代金等によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。
(注1) 申込人がご存命中に元金の全部又は一部を繰り上げて返済することもできます(一部を繰り上げて返済する場合は、元金100万円以上であることが必要です)。
(注2) 上記の方法によらず融資住宅等を相続人の方に残したい場合は、通常の災害復興住宅融資(元利均等返済等)で親子リレー返済又は親孝行ローンのご利用をご検討ください。
- ◆申込人がご存命中に元金の全部を繰り上げて返済し完済された場合又は申込人全員が亡くなられたときに相続人の方が手元金等で完済された場合は、融資住宅等を売却する必要はありません。

■ご利用いただくためには

- ◆地方公共団体が発行した「り災証明書」の提出等の条件があります。
- ◆借入申込前に、申込人(連帯債務者を含みます。)全員に、機構によるカウンセリング相談を必ず受けていただきます。カウンセリング相談のお申込みは、機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にご連絡ください。



このリーフレットは、災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の概要を説明しています。融資制度の詳細は、機構お客さまコールセンター(4ページ)にお問合せいただくか、機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。

<p>ご利用いただける方</p>	<p>次の (1) から (5) までの全てにあてはまる方</p> <p>※ 既に被災住宅の復旧が行われている場合は、融資を受けることができませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 借入申込時の年齢が満60歳以上の方</p> <p>(2) 自然災害により被害が生じた住宅（以下「被災住宅」といいます。）の所有者、居住者又は賃借人で、地方公共団体から次表の「り災証明書」を交付されている方</p> <table border="1" data-bbox="288 360 1489 566"> <tr> <td data-bbox="288 360 403 524"> <p>建設 購入</p> </td> <td data-bbox="403 360 1489 524"> <p>住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」</p> <p>※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、当該り災証明書（写）の提出に加えて、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することによりお申し出いただいた場合に限り、申し込むことができます（「一部破損」は対象になりません。）。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 524 403 566"> <p>補修</p> </td> <td data-bbox="403 524 1489 566"> <p>住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」（「一部破損」も対象になります。）</p> </td> </tr> </table> <p>※ お申込みいただく方には、申込時に「り災証明書」(写)を提出していただきます。 なお、地方公共団体の「り災証明書」の交付が遅れる場合は、融資の契約時まで「り災証明書」(写)をご提出いただくことを融資の条件とします。</p> <p>※ 「り災証明書」とは、地方公共団体が現地調査等により被害状況を把握し、被災住宅の被害程度について証明する書類をいいます（名称は問いません。）。</p> <p>※ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の長期避難世帯として認定された世帯の方は、申込受付期間内で、当該認定が解除されるまでの間、り災証明書の交付を受けていない場合であっても、住宅を建設又は購入する場合に限り、お申込みいただけます。ただし、長期避難世帯の認定が解除された後にお申込みいただく場合は、り災証明書の提出が必要となります。</p> <p>※ 原子力災害による避難指示・解除区域内に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方は、り災証明書が交付されなくてもお申込みいただける場合があります。</p> <p>※ 被災住宅本体の補修資金として災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）をご利用されない場合でも、整地資金のみでお申込みいただけます。ただし、整地資金のみでお申込みいただく場合でも、住宅に被害を受けた旨のり災証明書が必要です。また、被災住宅に係る補修工事の実施が必要です。</p> <p>(3) ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方</p> <p>(4) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次表の基準を満たす方</p> <table border="1" data-bbox="288 1055 1018 1149"> <tr> <td data-bbox="288 1055 560 1099"> <p>年 収</p> </td> <td data-bbox="560 1055 786 1099"> <p>400万円未満</p> </td> <td data-bbox="786 1055 1018 1099"> <p>400万円以上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1099 560 1149"> <p>総返済負担率基準</p> </td> <td data-bbox="560 1099 786 1149"> <p>30%以下</p> </td> <td data-bbox="786 1099 1018 1149"> <p>35%以下</p> </td> </tr> </table> <p>※ 全てのお借入れとは、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のほか、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。）、家賃、地代等ご融資後も支払が継続する借入等をいいます。</p> <p>(5) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</p>	<p>建設 購入</p>	<p>住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」</p> <p>※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、当該り災証明書（写）の提出に加えて、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することによりお申し出いただいた場合に限り、申し込むことができます（「一部破損」は対象になりません。）。</p>	<p>補修</p>	<p>住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」（「一部破損」も対象になります。）</p>	<p>年 収</p>	<p>400万円未満</p>	<p>400万円以上</p>	<p>総返済負担率基準</p>	<p>30%以下</p>	<p>35%以下</p>
<p>建設 購入</p>	<p>住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」</p> <p>※ 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、当該り災証明書（写）の提出に加えて、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することによりお申し出いただいた場合に限り、申し込むことができます（「一部破損」は対象になりません。）。</p>										
<p>補修</p>	<p>住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」（「一部破損」も対象になります。）</p>										
<p>年 収</p>	<p>400万円未満</p>	<p>400万円以上</p>									
<p>総返済負担率基準</p>	<p>30%以下</p>	<p>35%以下</p>									
<p>融資を受けることができる住宅</p>	<table border="1" data-bbox="268 1335 1477 1565"> <tr> <td data-bbox="268 1335 384 1520"> <p>建設 購入</p> </td> <td data-bbox="384 1335 1477 1520"> <p>・築年数に関する制限はありません。</p> <p>・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であることが必要です。</p> <p>・中古住宅（*）購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であることが必要です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1520 384 1565"> <p>補修</p> </td> <td data-bbox="384 1520 1477 1565"> <p>築年数に関する制限はありません。</p> </td> </tr> </table> <p>（*）申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅</p> <p>※ 融資を受ける住宅には、居居室、台所及びトイレが備えられていることが必要です。</p> <p>※ 床面積の制限はありません。ただし、店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。</p> <p>※ このほか、機構の定める技術基準に適合していることが必要です。技術基準への適合については、お客さまにご確認いただけます。詳細は、「技術基準への適合確認」の欄をご覧ください。</p>	<p>建設 購入</p>	<p>・築年数に関する制限はありません。</p> <p>・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であることが必要です。</p> <p>・中古住宅（*）購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であることが必要です。</p>	<p>補修</p>	<p>築年数に関する制限はありません。</p>						
<p>建設 購入</p>	<p>・築年数に関する制限はありません。</p> <p>・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であることが必要です。</p> <p>・中古住宅（*）購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であることが必要です。</p>										
<p>補修</p>	<p>築年数に関する制限はありません。</p>										
<p>技術基準への適合確認</p>	<p>機構が定める技術基準に適合する住宅であることを「災害復興住宅融資等に関する確認書」の提出によりお客さまからお申し出いただきます。</p> <p>なお、旧耐震住宅（建築確認日が昭和56年5月31日以前の住宅）を購入する場合は耐震診断を、建築後10年（マンションの場合は20年）超の住宅を購入する場合は建物状況調査（既存住宅状況調査）をお受けいただきます。</p> <p>※ 詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内」をご確認ください（機構ホームページで入手できます。）。</p> <p>※ 耐震診断又は建物状況調査（既存住宅状況調査）に係る費用はお客さまの負担となります。</p> <p>※ 建設・補修工事等の実施状況については、機構の職員が現地確認をさせていただく場合があります。</p>										

融資限度額

各所要額の合計額（1万円未満切り捨て）、申込区分に応じた次表の①又は②のいずれか低い額が限度となります（10万円以上1万円単位）。

申込区分	①融資限度額	②機構による担保評価額（建物と土地の合計額）						
建設	<table border="1"> <tr> <td>建設資金</td> <td>2,200万円^(注)</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td>450万円</td> </tr> </table> <p>※ 建設資金、土地取得資金及び整地資金は、それぞれの所要額が限度となります。 ※ 損壊家屋の除去費用も融資対象として建設費に含めることができます。 ※ 土地取得資金は、建設資金と併せてご利用いただく場合にご利用いただけます。 ※ 土地取得資金は、被災日後に土地を取得した場合に限りご利用いただけます。 ※ 整地資金は、住宅の建設に併せて行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造、地盤改良等を行う場合にご利用いただけます。</p>	建設資金	2,200万円 ^(注)	土地取得資金	970万円	整地資金	450万円	<p>●建物 <u>工事請負契約書の建設費 × 60%</u></p> <p>●土地 ・被災日時点の居住地に再建する等、建設に当たって土地を購入しない場合 <u>固定資産税評価額 × 10/7 × 60%</u> ・土地を購入する場合 <u>土地売買契約書の売買価額 × 60%</u></p>
	建設資金	2,200万円 ^(注)						
土地取得資金	970万円							
整地資金	450万円							
購入	<table border="1"> <tr> <td>購入資金</td> <td>3,170万円</td> </tr> </table> <p>※ 購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、2,200万円が限度額となります。</p>	購入資金	3,170万円	<p>●建物・土地共通 <u>売買契約書の売買価額 × 60%</u></p>				
購入資金	3,170万円							
補修	<table border="1"> <tr> <td>補修資金</td> <td>740万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> <td>450万円</td> </tr> </table> <p>※ 補修資金、整地資金及び引方移転資金は、それぞれの所要額が限度となります。 ※ 補修資金は、被災住宅部分の補修のほか、被災住宅部分の補修に併せて行う増築工事や門扉だけの補修にもご利用いただけます。 ※ 東日本大震災により被災した場合の整地資金は、680万円となります。 ※ 整地資金は、被災住宅部分の補修に併せて行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造、地盤改良等を行う場合にご利用いただけます。 ※ 整地資金と引方移転資金の両方をご利用いただく場合は、合計で450万円が限度となります。 ※ 引方移転資金は、補修資金と併せてご利用いただけます。</p>	補修資金	740万円	整地資金	450万円	引方移転資金	450万円	<p>●建物 ・全部改築（建替え）の場合： <u>工事請負契約書の建設費 × 60%</u> ・全部改築（建替え）以外の場合： <u>固定資産税評価額 × 10/7 × 60%</u></p> <p>●土地 <u>固定資産税評価額 × 10/7 × 60%</u></p>
	補修資金	740万円						
整地資金	450万円							
引方移転資金	450万円							

(注) 被災親族同居（借入申込時において申込人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込人と同居することをいいます。）の場合は、①の建設資金及び購入資金の融資限度額がそれぞれ640万円増額されます。

※ 詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内〈高齢者向け返済特例〉」をご覧ください。

※ 国、地方公共団体等から住宅建設等に対する補助金を受けられる方は、希望融資額が減額になる場合があります。

※ 今回の住宅の建設、購入又は補修に付随して発生する費用（お客さまの負担分）について、建設費、購入費又は補修費の所要額に含めることができるものがあります。

担保 (抵当権)	<p>融資の対象となる建物及び土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。</p> <p>※ 被災住宅に機構(旧住宅金融公庫を含みます。)の融資又は【フラット35】(買取型)に係る抵当権が設定されている場合で当該抵当権に係る融資の返済を継続される場合は、今回の災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)に係る抵当権を第1順位とする抵当権の順位変更を行っていただきます。</p> <p>※ 土地に他の借入金のための抵当権が設定されている場合でも、抵当権の順位変更等により、建物及び土地に必ず機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。</p> <p>※ 抵当権の設定及び順位変更に係る費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さまの負担となります。</p>
返済期間	申込人(連帯債務者を含みます。)全員がお亡くなりになるときまでです。
返済方法	<p>毎月のお支払は、利息のみです。</p> <p>借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金による支払、融資住宅及び土地の売却等の方法により一括してご返済いただきます。</p> <p>なお、機構は、融資住宅及び土地の売却による売却代金等により、一括してご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。</p> <p>※ ボーナス併用払いは、ご利用いただけません。</p> <p>※ 返済額の試算は、機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)で承ります。</p>
申込受付期間	<p>り災日から2年間</p> <p>※以下の自然災害により被災された方の申込受付期間は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により被災された方 令和3年3月31日まで ・平成28年熊本地震により被災された方 令和3年3月31日まで ・平成30年7月豪雨により被災された方 令和3年7月31日まで <p>※ 建築又は居住に法律等による制限(機構が別に定めるものに限ります。)が行われている地域において建設、購入又は補修する場合で、上記期間内にお申込みできないときは、当該制限解除後6か月以内であればお申込みいただけます。</p>
保証人	必要ありません。
火災保険	<p>返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険(損害保険会社が扱う火災保険又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損害を補償対象としていただきます。保険金額は、機構からの総借入額以上(*)としていただきます。</p> <p>(*) 総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額とします。</p> <p>※ 火災保険料は、お客さまの負担となります。</p>
団体信用生命保険	ご加入いただけません。
融資手数料	必要ありません。
お申込時の提出書類	「災害復興住宅融資のご案内(高齢者向け返済特例)」をご覧ください(機構ホームページで入手できます。)
お申込先	<p>機構によるカウンセリング相談を受けた上で、郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。</p> <p>カウンセリング相談のお申込みは、機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にご連絡ください。</p> <p>※ 契約や返済等の手続は、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関で行います。</p>

【ご注意】

- (1) お申込みの条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴があるなど返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額が減額になることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) お申込みに当たり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人信用情報機関に登録します。
- (3) 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、借入申込後に、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。お借入後に反社会的勢力であることが判明した場合は、融資額の残金全額を一括して繰上返済していただきます。

■お問合せ先・申込関係書類の請求先

被災された方からの融資等のご相談、「災害復興住宅融資のご案内(高齢者向け返済特例)」(パンフレット)及びお申込みに必要な書類のご請求については、こちらへご連絡ください。

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)

0120 - 086 - 353 (通話無料)

※国際電話等でご利用いただけない場合は、<TEL: 048-615-0420>におかけください(通話料金がかかります。)

※電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します(受付時間: 9:00~17:00)(祝日及び年末年始を除きます。)

このリーフレットは、災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の概要を説明しています。融資制度の詳細は、機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合せいただくか、機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。

<令和2年7月版>